運送委託契約書

○○○○株式会社（以下、「甲」という。）と××××株式会社（以下、「乙」という。）とは、次のとおり請負契約を締結する（以下、「本契約」という。）。

**（請負）**

**第1条**　甲は、甲の商品（以下、「商品」という。）の運送業務（以下、「本件業務」という。）を乙に発注し、乙はこれを請け負う。

**（乙の業務）**

**第2条**　乙は、商品を、甲乙別途協議の上決定した日（以下、「納入日」という。）までに、甲の△△店まで、乙所有の○トントラックを使用して運送するものとする。

2　本件業務は、乙が荷受人に対して商品の引渡しをすることをもって、完了するものとする。

3　前項の引渡しが完了したとき、乙は、遅滞なく商品の運送報告書を甲に提出するものとする。

**（請負の対価）**

**第3条**　甲は、乙に対し、本件業務の対価として、商品の重量・配送地域別に基づき定められた別表運賃記載の請負代金を、納入日から1週間以内に、乙の指定する口座に振り込む方法で支払う。

（注：別表運賃は省略）

**（商品の受け渡し）**

**第4条**　甲は、本件業務に先立ち、商品を、甲の□□工場において、甲乙別途協議の上決定した日までに乙に引き渡す。

2　前項の引渡しにあたって、甲は乙に対し、運送状を交付する。

**（指揮命令）**

**第5条**　本件業務の遂行に関する乙の従業員に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。

**（通知）**

**第6条**　乙は、本件業務に関し、次の各号の一に該当する事由が生じたときには、直ちに甲に通知してその指示を受けるものとする。

①甲の商品が滅失または毀損し、その他の異常を発見したとき。

②交通事故や天候等により、商品の引渡しが遅延するおそれが生じたとき。

**（再発注）**

**第7条**　乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再発注することができない。

**（損害賠償）**

**第8条**　乙は、甲に対し、乙が商品の受取り、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明しない限り、商品の滅失、毀損又は延着について損害賠償責任を負う。

**（解除）**

**第9条**　甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が生じたときには、催告なしに直ちに、本契約を解除することができる。なお、当該解除権の行使は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

①本契約の各条項に違反し、本契約を継続することが著しく困難であるとき。

②銀行取引停止の状態に陥り、または破産、民事再生手続き、もしくは会社更生手続きの申立てがあったとき。

③仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売等の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。

④営業につき行政庁から取消、または停止の処分を受けたとき。

⑤経営または財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められるとき。

⑥乙、乙の役員又は乙の従業員が、反社会的勢力であることが明らかになったとき。

**（有効期間）**

**第10条**　本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。但し、本契約期間満了前3カ月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がない場合には、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

**（譲渡禁止）**

**第11条**　甲及び乙は、本契約に基づく地位又は権利義務を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡することはできない。

**（秘密保持）**

**第12条**　甲及び乙は、本契約の履行過程において知り又は知りえた相手方の情報に関して互いに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行の目的以外に使用してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、当該開示を受けた当事者につき、上記の秘密保持義務は適用されないものとする。

記

①開示の時点において、既に公知となっていた情報

②開示後において、開示を受けた当事者の責めによらずに公知となった情報

③開示の時点において、開示を受けた当事者が既に保有していた情報

④開示を受けた当事者が法律又は契約に違反することなく第三者から提供若しくは開示された情報

⑤法令又は裁判所若しくは行政庁の命令により開示が要求される情報

**（合意管轄裁判所）**

**第13条**　本契約に関連して生ずる甲乙間のすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、甲及び乙は本契約書を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有・保管するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲

乙